

## 共同募金助成事業の概要

制度 項目	赤い羽根一般募金助成事業		NHK歳末たすけあい助成
	A助成(広域助成)	B助成(地域助成)	
助成対象の事業	○社会福祉施設・救護施設・更生保護施設・障がい者就労支援事業所等 施設機能の充実・強化に伴う施設の整備、機器・車両等の購入費、及び 施設が取り組む地域福祉推進のための事業費  ○広域的な社会福祉団体 新規に設立された団体には育成・援助費、その他の団体には臨時的な事業費	○市町村域において行われる、社会福祉を目的とする事業 ※各市町村共同募金委員会において決定	地域福祉の推進に要する機器・備品・車両整備
対象団体	社会福祉施設・救護施設・更生保護施設・障がい者就労支援事業所 市町村域を越えて活動する社会福祉団体 ※介護保険事業者は、公益事業として行う地域福祉活動事業費(ソフト事業)のみ対象とする ※社会福祉施設については、前年度に助成の決定を受けていない法人を優先する	市町村域で活動する社会福祉団体	地域福祉推進事業を行う法人・団体
対象経費	施設整備費、備品整備費、地域福祉活動事業費(ソフト事業)	各市町村共同募金委員会において決定	地域福祉推進に要する機器・備品及び車両整備費
助成の枠	募金額の範囲内 (1,500万円程度)	10月1日～12月31日の期間に赤い羽根募金を募り、寄せられた募金の範囲内で助成する。	募金額の範囲内 (300万円程度)
助成率	3/4以内(助成額50万円の範囲内の事業については9/10以内)	各市町村共同募金委員会において決定	10/10以内
助成額の上限	施設整備費:200万円 車両取得費:150万円 障がい者用の特殊備品整備費:150万円 一般備品整備費:100万円 遊具整備費:50万円 地域福祉活動事業費:50万円 広域団体の社会福祉活動事業費:150万円	各市町村共同募金委員会において決定	100万円の範囲内 ※購入する備品等を対象事業以外の目的で使用する 場合、使用頻度等をもとに助成額を決定する
事業実施年度	令和9年度事業	事業実施年度は助成申請年度の翌年度 ※助成申請年度に事業実施する助成制度を設けている市町村共同募金委員会もある。	令和8年度事業
事業実施期間	令和9年4月1日から 令和10年3月31日まで	事業実施年度は助成申請年度の翌年度 ※助成申請年度に事業実施する助成制度を設けている市町村共同募金委員会もある。	助成決定後から令和9年3月31日までに事業を完了すること
助成回数・サイクル	年1回	年1回	年1回
申請受付窓口	島根県共同募金会	市町村共同募金委員会 (市町村社会福祉協議会内)	島根県共同募金会
申請締切日	令和8年5月29日(金)	各市町村共同募金委員会において決定	令和8年5月29日(金)
助成決定の時期	令和9年3月頃 (内示:令和8年8月頃)	各市町村共同募金委員会において決定	令和9年2月頃 (内示:令和8年8月頃)